

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書（回答）

* [回答]：（知多北部広域連合が東海市で回答）は東海市で回答しています。なお、知多北部広域連合は東浦町会場には出席していません。

【1】法第25条、地方自治法第1条をふまえて、医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。

[回答] 今後とも、憲法、地方自治法の趣旨に沿って、市民生活の健全な安定のため、医療・介護・福祉などの社会保障施策の充実に向け、努力してまいります。

【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(1) 介護保険について

① 介護保険料について

ア. 2009年度の保険料は引き下げてください。

[回答]（知多北部広域連合が東海市で回答）

介護保険料は、第4期事業計画推進委員会で検討してまいります。第4期事業計画は、第3期で設定しました平成26年度の目標値に至る中間段階としての位置付けであり、現時点では抜本的な制度改正等もないため、第4期の保険料を大きく変動させる要因は少ないものと考えておりますが、介護報酬の改定、施設整備計画など、不確定な要素もあるため引下げを言える段階ではありません。今後は、国の動向等に注視しながら、算定をしていきたいと考えております。

イ. 低所得者に対する保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。

[回答]（知多北部広域連合が東海市で回答）

知多北部広域連合の独自減免制度を実施しております。

第3期介護保険事業計画においても、その要件を緩和しました。

保険料低所得段階が第1～3段階の方で、所定の要件に該当する場合、介護保険料と介護サービスなどを利用した際の利用者負担額が減免されます。毎年度7月15日から翌年3月31日までを申請期間としております。

第4期計画に関しては、第4期の保険料が試算できた段階で、事業計画推進委員会でご協議いただき決定する予定です。

② 利用料について

ア. 低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。

[回答]（知多北部広域連合が東海市で回答）

知多北部広域連合の独自減免制度を実施しております。

第3期介護保険事業計画においても、その要件を緩和しました。

保険料低所得段階が第1～3段階の方で、所定の要件に該当する場合、介護保険料と介護サービスなどを利用した際の利用者負担額が減免されます。毎年度7月15日から翌年3月31日までを申請期間としております。

第4期計画に関しては、第4期の保険料が試算できた段階で、事業計画推進委員

会でご協議いただき決定する予定です。

- ③ 要支援、要介護1の軽度の認定者に対し、訪問介護、福祉用具など必要なサービスを制限なく利用できるようにしてください。とくに、同居家族がいる場合の生活援助や院内介助などの利用を一切制限しないでください。

〔回答〕（知多北部広域連合が東海市で回答）

軽度者に対する福祉用具貸与の取扱いについては、平成19年4月1日から運用の一部が見直しされたことに伴い、知多北部広域連合では、「軽度者に対する福祉用具貸与費の算定可否確認申請書」（居宅（介護予防）サービス計画書、サービス担当者会議の記録及び福祉用具を必要とする理由が確認できる書類を添付）の提出をもって、貸与の要否の判断を行うこととなりました。

また、同居家族がいる場合の生活援助や院内介助については、一律に判断するのではなく、適切なケアプランに基づき、個々の利用者の状況に応じて判断を行っております。

- ④ 特別養護老人ホームの建設など、施設・在宅サービスの基盤整備を早急に行って、介護サービスが必要な人すべてにゆきわたるようにしてください。

〔回答〕（知多北部広域連合が東海市で回答）

待機者の解消については、重要な課題と考えております。入所施設及び地域密着型サービスの基盤整備については、第4期介護保険事業計画の施設整備計画の策定において、知多北部広域連合及び関係市町と連携し、事業計画推進委員会及び愛知県と調整を図りながら進めていきます。

- ⑤ 介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件及び研修について、財政的な支援をしてください。

〔回答〕（知多北部広域連合が東海市で回答）

国の方で、「介護従事者等の人材確保のための介護従事者等の処遇改善に関する法律」が本年5月28日に施行され、平成21年4月までに、「介護従事者等の賃金を始めとする処遇の改善に資するための施策」の「あり方について検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」とありますので、今後の国の動向を見守ってまいります。

(2) 高齢者福祉施策の充実について

- ① 配食サービスは、料金を引き上げることなく毎日最低1回の配食を実施し、あわせて、閉じこもりを予防するため会食（ふれあい）方式も含め実施してください。

〔回答〕（東浦町）

配食サービスは、毎日1回（夕食）の配食を実施しております。また、会食（ふれあい）方式は、社会福祉協議会で年3回実施しております。

- ② 高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般財源で実施してください。

ア. 敬老パスや地域巡回バスなどの外出支援

〔回答〕（東浦町）

町運行バスは刈谷駅南口、あいち健康プラザ、長寿医療センター及び町内一円を4路線で巡回しております。その利用料は、1回100円です。

（平成20年10月から4路線、刈谷駅南口乗り入れ）

イ. 宅老所、街角サロンなどの高齢者の集まりの場への援助など多面的な施策の拡充

〔回答〕（東浦町）

宅老所事業を1か所、サロン事業は町内10か所で行っております。

（3）障がい者控除の認定について

① 介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

〔回答〕（知多北部広域連合が東海市で回答）

知多北部広域連合においては、障害者控除の対象者となるには、要介護が3以上であること、6カ月以上ねたきりであること、さらに主治医意見書の状況が対象者に該当するかが要件となっております。

それ以外の要介護認定者につきましては、障害者控除の対象になるか、現在検討を始めたところです。

② すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

〔回答〕（知多北部広域連合が東海市で回答）

現状では、障害者控除対象者であるか否かは、データ化されていないため、個別に検索しなければわかりません。また、申請書を提出していただいても該当しないため認定できない場合があることなどから、すべての要介護認定者に送付することは考えておりません。

なお、知多北部広域連合において、要介護認定の結果通知書を送付する際に、要介護3以上の方には障害者控除に関する案内文を添えております。また、特別障害者控除の申請の受付につきましては、現在各市町で行っております。普通障害者控除につきましては、検討を始めたところです。

2. 高齢者医療の充実について

① 福祉給付金（後期高齢者福祉医療費給付）制度については、ひとり暮らし非課税者を対象とするとともに、70歳からの高齢者についても、対象に加えてください。

〔回答〕 現状では、ひとり暮らし非課税者を町単独事業として対象としております。

70歳からの高齢者について、町単独事業として実施することは、本町の財政状況を考えますと困難と思われれます。

② 後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。

〔回答〕 保険料滞納者につきましては、納付資力があいながら、保険料をお支払いいただけない方は、被保険者間の負担の公平化を図るため、現行の国民健康保険の制度と同様、通常の保険証に代えて広域連合が短期被保険者証や資格証明書を発行することになります。

③ 高齢者医療制度に加入しない65～74歳の障がい者には、障害者医療費助成制度を適用してください。

〔回答〕 現状、愛知県では65歳から74歳で長寿医療制度の対象となる障がいを持っている方については、長寿医療制度に加入した場合に助成対象となります。長寿医療制度に加入しない65～74歳の障がい者を町単独事業として助成することについて

ては、本町の財政状況を考えますと困難と思われる。

- ④ 人間ドック、温泉など保養施設、文化・スポーツ施設の補助制度・利用割引など国保加入者への保健・福祉施策事業については、後期高齢者にも適用してください。

〔回答〕東浦町国民健康保険では、保険者として人間ドック及び各種がん健診の助成を行っております。各種がん検診につきましては、国民健康保険の被保険者以外の方も、町単独事業として70歳以上の方を対象に行っております。後期高齢者の人間ドックの助成につきましても、今後、保険者であります愛知県後期高齢者医療広域連合に実施に向けて要望していきたいと考えております。

3. 子育て支援について

- ① 中学校卒業まで医療費無料制度を現物給付（窓口無料）で実施してください。

〔回答〕小学生の入通院医療費助成制度を現物給付で実施しております。中学生の入院については、実際の給付対象となる者はごく一部に限られるため、現在のところ現物給付化は考えておりません。

- ② 妊産婦の無料健診制度は、産前は14回以上、産後は1回以上を無料にしてください

〔回答〕今年度より妊産婦の無料健診は、産前5回をさらに5回増やし、10回としました。

産後は、昨年度より1回実施しております。本町の財政状況を考え検討してまいります。

4. 国保の改善について

- ① 保険料（税）について

ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料（税）の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料にしてください。

〔回答〕保険税は、医療費の支払額に応じて決まります。医療費が増大すれば、保険税もそれに応じた負担とせざるを得ません。

一般会計からの繰入金は、国民健康保険に関わりのない方の税金も含まれており、必要最小限の繰入れとしております。

減免制度は、災害、病気療養など特別な事情がある場合にのみ適用されるべき制度であり、東浦町としては、平成14年度に改正し、平成19年度に一部見直しをしております。現在の社会情勢を鑑みても適切な基準であると思いますので、拡充する予定はございません。

- イ. 就学前の子どもについては、均等割の対象としないでください。

〔回答〕就学前の子どもの均等割を廃止した場合の対象者は、約520人で13,676千円の減収となります。当然これは、他の加入者の負担となりますが、就学前の子どもが医療機関にかかり、療養給付費が発生することを考慮しますと、均等割りの負担は、やむを得ないと考えております。

- ウ. 前年所得が、生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対する減免制度をつくってください。

〔回答〕国保税の算定に当たり、前年の総所得金額が基準以下の場合、均等割・平等割で7割軽減、5割軽減、2割軽減の対象となります。また、所得割についても前年の所得額から基礎控除額を引いた後の額に税率を乗じて計算されるものであり、所得の低い世帯に対しては、一定の配慮がなされていると考えております。したがって、所得の額だけを基準とした新たな減免制度を設けることはできないと考えております。

エ. 所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で、当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

〔回答〕減免制度は、生活が著しく困難になった者に対して税額を減免することを原則とする制度です。所得1,000万円を給与収入で換算すると約1,231万円に、所得500万円を給与収入で換算すると688万円程となります。一般的に考えますと生活が著しく困難になったとは考えられない金額であり、減免制度の対象にすることは出来ないと判断しております。

②保険料（税）滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、義務教育修了前の子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。

〔回答〕資格証明については、1年以上の保険税の滞納者に対して交付するものですが、東浦町では、特別な事情がないにもかかわらず、納税に応じない悪質な滞納者に対して交付する考えであります。

よって、福祉医療対象者及び家族に病人の方が居り、納付困難な世帯には発行していません。又、滞納者と個別に接触し納税指導を行い、極力発行しないようにしております。

イ. 保険料（税）を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料（税）の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。

〔回答〕税の収納業務にあたり、滞納が発生した場合には滞納者と個別に接触し、納めていただく方法等について納税相談を行っております。

今後も滞納者の生活状況や個別事情の把握に努めながら、滞納整理をしてまいります。

③65～74歳の保険料（税）の年金天引きは、行わないでください。

〔回答〕医療制度の改革により、一定の条件にあてはまる方については、年金から特別徴収をするという国の方針に基づいて、当町でも平成21年10月より開始予定で準備をしております。但し、今までに滞納無く確実に納付している方が、口座振替にて納付を申請される場合は、今までどおりの納付ができます。

④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対しても実施してください。

〔回答〕東浦町の減免制度の基準は、次のとおりで、1.3倍以下の世帯に対応しております。

- (1) 平均月収額が基準生活費の110%以下の場合 一部負担金の100%
- (2) 平均月収額が基準生活費の110%を超え120%以下の場合 一部負担金の50%
- (3) 平均月収額が基準生活費の120%を超え130%以下の場合 一部負担金の徴収猶予

5. 障がい者施策の充実について

① 通所施設・在宅サービス利用者の負担軽減措置にある資産要件を撤廃してください。

〔回答〕国の示している負担軽減措置を遵守しております。

② 補装具の利用料負担軽減とともに、地域生活支援事業の移動支援・日常生活用具・地域活動センターの各利用料を総合した負担軽減策を講じてください。

〔回答〕町独自の負担軽減策は、行っておりません。国・県の動向を見ながら対応してまいります。

③ 第2期障害福祉計画の策定にあたって、地域の障害者・家族、居宅介護事業者・施設関係者等の実状を十分に聴くとともに、実態にあった住民参加の計画づくりにしてください。

〔回答〕地域の障害者・家族や居宅介護事業者等との意見交換会を実施し、幅広い視野から第2期障害福祉計画を策定します。

6. 健診事業について

① 特定健診、がん検診、歯周疾患検診については、自己負担金を無料としてください。

また、実施期間は通年とし、個別医療機関委託・集団健診をともに実施してください。

〔回答〕特定健診については、自己負担はありません。

歯周疾患検診・肺がん検診についても、自己負担はありません。

肺がん検診を除いた各種がん検診は、2割程度の自己負担をいただいております。限られた予算の中で事業を実施しておりますので、自己負担については、今後ともお願いしていくこととなります。なお、国民健康保険加入者、70歳以上の方、非課税世帯、生活保護世帯の方については、自己負担はありません。

特定健診につきましては、個別医療機関委託で、実施期間は、2ヶ月（6月・7月）として今年度は実施しました。また、歯周疾患検診は個別医療機関委託で、実施期間は、3ヶ月（9月・10月・11月）です。各種がん検診につきましては、集団検診で実施しておりますが、各検診ともおおむね年18回ほど実施しております。また、胃がん検診については、個別医療機関委託で通年でも受けられます。

特定健診につきましては、医師会と協議し、今年度実施しましたが、今後の実施期間等については、検討してまいります。

② 歯周疾患検診については、年1回無料で受けられるようにしてください。少なくとも40・50・60・70歳の検診は必ず実施してください。

〔回答〕歯周疾患検診については、昨年度までの対象40・45・50・55・60・65・70歳の節目に、今年度は新たに35歳と75歳を加え年1回の検診を実施しております。

7. 地方税の徴収について

① 地方税の年金天引きを行わないでください。

〔回答〕地方税法の改正により、平成21年10月支給分から実施予定をしておりますが、次のような方は介護保険料の特別徴収制度等を踏まえて対象としません。

・ 老齢等年金給付の年額が18万円未満である方

- ・ 介護保険で特別徴収対象保険者でない方
- ・ 特別徴収税額が老齢等年金給付の年額を超える方

【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

①～⑤ 現時点では考えておりません。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

①～⑦ 現時点では考えておりません。

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

①～⑤ 現時点では考えておりません。

